

TOPICS 01

所得によって医療費の窓口負担が変わります

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

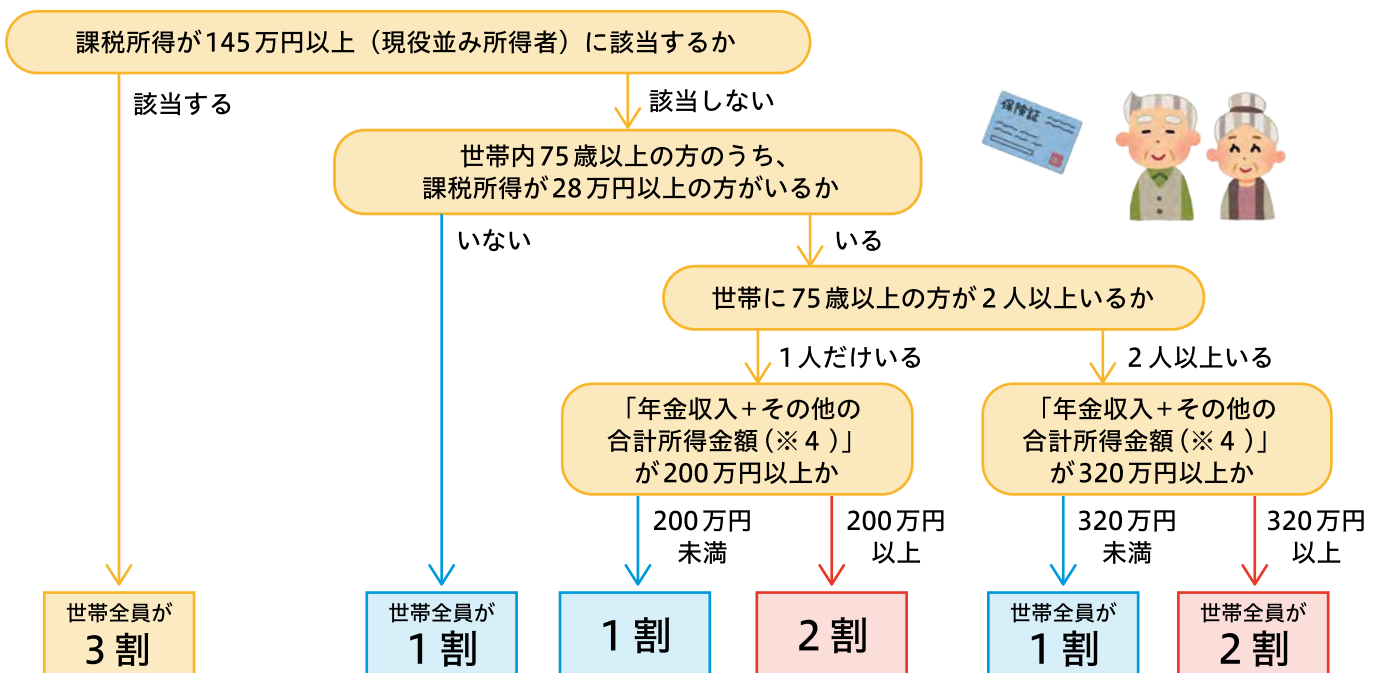
令和4年10月1日から、一定以上の所得のある75歳以上の方など(※1)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者のうち、約20%の人です。

変更対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得(※2)や年金収入(※3)をもとに世帯単位で判定します。令和3年中の所得をもとに令和4年7月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を郵送します。

■ どうして窓口負担割合が変わったの？

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担見直しは、現役世代の負担を抑え、医療保険制度を未来へつないでいくためのものです。

■ 窓口負担割合の判定は以下の流れで行います



※1…後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方など(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます)です。

※2…「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から給与所得や公的年金等控除などの所得控除などを差し引いた後の金額)です。

※3…「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4…「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。

■ 窓口負担割合が2割となる方には負担増加額を月3,000円までに抑えます

- ・10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げによる負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)
- ・この措置の適用対象となった場合、その超えた金額を高額療養費として払い戻します。

【例：1か月の医療費全体が50,000円の方の場合】

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し(③-④)	2,000円

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月頃に青森県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。
申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

TOPICS 02

国民健康保険・後期高齢者医療制度のおしらせ

■国民健康保険被保険者証が更新されます

現在ご使用の平川市国民健康保険被保険者証の有効期限は令和4年7月31日までとなっています。

新しい被保険者証（被保険者証の色は桃色）は、7月末までに郵送しますので、8月1日以降ご使用ください。また、現在ご使用の被保険者証は、有効期限が切れましたら破棄してください。

※万が一、新しい被保険者証がお手元に届かなかつたり、記載内容に不備がある場合はご連絡ください。

※国民健康保険税を滞納している方は、納税相談のうえ窓口での更新となりますのでご了承ください。

❗ 自己負担割合が変更となる場合があります

令和3年中の所得状況などにより、8月1日から医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

ー 職場の健康保険に加入した方へ

職場の新しい健康保険に加入したり、または被扶養者になった場合は、市に届出が必要となります。国民健康保険と職場の両方の被保険者証（職場の被保険者証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）をお持ちになり、早めの届出をお願いします。

■限度額認定証・標準負担額減額認定証について

- ・限度額適用認定証…外来・入院の際に医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までに抑えられます。
- ・標準負担額減額認定証…住民税非課税世帯の方が入院した時の食事代を減額します。

※70歳以上で下表所得区分「現役並みⅢ」または「一般」に該当する方は被保険者証のみで限度額適用が行われますので、認定証は交付されません。

※[後期高齢者医療制度に加入している]+[令和3年度中に認定証の交付を受けている]方が今年度も引き続き認定される場合には、新しい認定証を7月下旬に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

❗ 申請した月から認定となるので、必要な方は申請をお願いします。

- ・必要なもの：被保険者証、マイナンバーの分かるもの
- ・受付窓口：本庁舎税務課国保係、尾上・碓ヶ関総合支所

自己負担限度額

【70歳未満（国保）】

世帯の所得要件	所得区分	自己負担限度額 ※1
上位所得者 基礎控除後の所得901万円超	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当：140,100円> ※2
上位所得者 基礎控除後の所得600~901万円	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当：93,000円> ※2
一般 基礎控除後の所得210~600万円	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当：44,400円> ※2
一般 基礎控除後の所得210万円以下	エ	57,600円 <多数回該当：44,400円> ※2
住民税非課税	オ	35,400円 <多数回該当：24,600円> ※2

【70歳以上（後期高齢・国保）】

所得区分		外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当：140,100円> ※2	
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当：93,000円> ※2	
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当：44,400円> ※2	
一般 住民税課税世帯 課税所得145万円未満	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 <多数回該当：44,400円> ※2	
非住 課税 住民税	低所得者Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※3	8,000円	15,000円

※1 同じ人が同じ月内で同じ医療機関（入院・外来・歯科は別計算）に支払った額で計算します。

※2 過去12ヶ月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合は多数回該当となり、上限額が下がります。

※3 低所得者Ⅱ…世帯主と被保険者全員（後期高齢者医療の場合は世帯全員）が住民税非課税の場合

低所得者Ⅰ…低所得者Ⅱの要件に該当し、全世帯員の所得が0円（公的年金の場合は収入額80万円以下）、または老齢福祉年金受給者の場合

TOPICS 03

ひとり親家庭等医療費受給者の皆さんへ

✔ 受給資格証の更新をお願いします

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は下記までお問い合わせください。

▶受付期間／7月19日(火)～29日(金) 8:15～17:00(土日祝日を除く)

※7月27日(水)～29日(金)は、子育て健康課子ども支援係(健康センター内②番窓口)のみ19:00まで窓口を延長します。

▶受付場所

- ・平賀地域：子育て健康課 子ども支援係(健康センター内②番窓口)
- ・尾上地域：尾上総合支所 庶務係
- ・碓ヶ関地域：碓ヶ関総合支所 庶務係

※尾上地域・碓ヶ関地域の方が健康センターで手続きされる場合は、事前に下記の間合せ先までご連絡ください。



[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111(内線1151)

TOPICS 04

児童扶養手当を受給されている皆さんへ

✔ 児童扶養手当現況届の提出をお願いします

①「現況届」をご提出ください。

引き続き児童扶養手当を受給できるか確認するため、提出が必要です。ひとり親家庭等医療費を受給している方は、上記の更新申請と合わせて通知します。それ以外の方は7月中旬に通知します。

②「一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」をご提出ください。

児童扶養手当を受給し始めてから5年を経過するなどの要件に該当する方は、提出が必要です。対象者へは6月上旬に送付しています。該当する事由の添付書類(就業・求職活動・障がい・疾病など)と併せて提出してください。

※期限内に提出がない場合には、支給額が減額または支給停止となることがありますのでご注意ください。

▶提出期限／8月31日(水)

▶提出先(土日祝日を除く)

- ・子育て健康課 子ども支援係(健康センター内②番窓口)
- ・尾上総合支所 庶務係
- ・碓ヶ関総合支所 庶務係

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111(内線1151)



有料広告

60歳からの
助だち人生



(公社)平川市シルバー人材センター

平川市新館野木和20番地1
平川市平賀農村環境改善センター内

☎：0172-44-7318

TOPICS 05

令和4年度平川市成人式（仮称）の実行委員を募集します

令和5年1月8日(日)に開催予定の成人式（仮称）で企画・運営などに携わっていただく実行委員を募集します。自分たちの手で、一生に一度の式典を演出してみませんか？

▶対象者／平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
※原則として、市内の中学校を卒業または市内在住の新成人で、打合せに参加できる方に限ります。

▶活動内容

- ①打合せへの参加（成人式の企画・検討など）
- ②前日の会場設営や事前準備
- ③式典の運営（司会・誓いのことば・参加者の受付など）

▶打合せ日程／9月から計4回程度、平日の19：00頃から文化センターで開催予定です。

▶申込期限／8月12日(金)



式の名称について

令和4年4月1日からの民法改正によって、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、平川市ではこれまでどおり「**年度内に20歳を迎える方**」を対象に式典を開催します。「成人式」という名称は、令和4年度から変更する予定ですが、新しい名称については、今後実行委員と協議のうえ決定します。

[申込み・問合せ] 生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

TOPICS 06

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

▶対象世帯・手続方法

令和3年12月10日時点で、日本国内に住所を有している方で、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ①令和4年6月1日時点で、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

【手続方法】

支給対象と思われる世帯へ、市から振込口座などが記載された「確認書」を送付しますので、必要事項を記入し、添付書類と一緒に同封の返信用封筒で返送してください。

※令和3年12月11日以降の転入者がいる世帯や未申告者がいる世帯は、市で支給対象であるか判断できないため、「申請書」を送付します。支給対象である場合は申請してください。

【申請期限】10月18日(火)

- ②令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

【手続方法】

申請が必要です。
詳しくは市ホームページをご覧くださいか、福祉課福祉総務係へご相談ください。

【申請期限】9月30日(金)

ただし、下記の世帯は対象外となります。

- ・世帯全員が住民税を課税されている方の被扶養者である場合
- ・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯（他市町村で支給を受けた場合を含む）
- ・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「確認書」が送付された世帯

▶DVなどで避難中の方へ

DV（ドメスティック・バイオレンス）などで避難中の方でも、所定の手続きをすることで受給できる場合があります。詳しくは下記の問合せ先へご相談ください。

[申込み・問合せ] 福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

TOPICS 07

農地を転用する場合には、農地法の「許可」が必要です

●農地転用とは

農地を宅地、資材置場、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することです。また、一時的に農地以外の用途に利用する場合も同じく許可が必要です。

●農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため、この制度は設けられています。

●無断転用

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が課されることもあります。

農地の無断転用の例

- ・資材置場にした
- ・青空駐車場にした
- ・農業用施設を建てた（※）
- ・住宅や倉庫を建てた
- ・建設残土の捨て場にした



※自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

農地に盛土をする場合は届出が必要です

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会への届出が必要です。届出書は、農業委員会にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



[問合せ] 農業委員会 事務局 ☎44-1111（内線2153）



食ラボ体験講座

食産業振興センター（食ラボひらかわ）は、ジュースやジャム、乾燥野菜など様々な加工食品を作れる施設です。今回は、食品包装についてのセミナーと、トマトジュースを使用した体験実習を開催します。食品加工や地産地消に興味のある方は、どなたでもお気軽にご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては開催を中止する場合があります。

セミナー

第4回目
食品包装の大切な役割は何だろう？

おいしく、安全な食品を作るためには食品の包装は重要です。食品包装の大切さとその技術を学び、これからの食品作りに役立てていきましょう。

- 日時／8月22日（月） 13：30～14：30
- 対象者／食品加工や地産地消に興味のある市民の方
※定員に達していない場合は、市外の方の参加も可能。
- 定員／20人（先着順）
- 参加費／無料
- 場所／食産業振興センター（食ラボひらかわ）
- 持ち物／筆記用具
- 申込期間／7月25日（月）～8月15日（月）

体験実習

第5回目
トマトジュースからケチャップを作ろう！

食ラボで加工したトマトジュースを使ってケチャップを作ります。ジュースの2次加工の基本技術について実習を通して学んでみましょう。

- 日時／8月30日（火） 13：00～16：00
- 対象者／食品加工や地産地消に興味のある市民の方
※定員に達していない場合は、市外の方の参加も可能。
- 定員／10人（先着順）
- 参加費／無料
- 場所／食産業振興センター（食ラボひらかわ）
- 持ち物／エプロン、三角巾、筆記用具
- 申込期間／7月25日（月）～8月15日（月）

[申込み・問合せ] 農林課 農政係 ☎44-1111（内線2174）